

施工体制確認型総合評価落札方式のための追加資料記載要領

1. 入札者は、森林管理局長等があらかじめ指定した期日までに、記載要領に従って作成した各様式を提出しなければならない。
2. 追加資料については、提出後の修正及び再提出は、認めない。
3. 各追加資料様式に記載した内容を立証するため、各追加資料様式ごとに提出すべき添付書類のほか、入札者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）。
4. 森林管理局長等は、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために別途の説明資料の提出を求めることができる。
5. 各追加資料様式の記載要領
 - (1) 当該価格で入札した理由（追加資料様式1）
 - ア 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
 - イ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で安全で良質な施工を行うことが可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）。
 - (2) 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（追加資料様式2-1）
 - ア 特記仕様書の「1. 設計内容」に対応する内訳書とする。
 - イ 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
 - ウ 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
 - エ 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下

同じ。)等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。

オ 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。

カ 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。

このうち、追加資料様式5に記載する技術者及び追加資料様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。

キ 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。

ク 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記ウの定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。

ケ 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。

コ VE提案等によるコスト縮減を見込んでいる場合は、追加資料様式3に縮減のための施策と工種毎の縮減額を記載する。

（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

（3）内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（追加資料様式2-2）

ア 本様式は、追加資料様式2-1に対する明細を記載する。

イ 直接工事費だけでなく、共通仮設費及び現場管理費についても、本様式による明細を作成する。

（注）本様式は、内訳書に対する明細書として提出するものとする。

（4）一般管理費等の内訳書（追加資料様式2-3）

ア 本様式は、一般管理費等の内訳明細を記載する。

イ 本様式には、少なくとも、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費に係る項目別の金額を明示する。

(5) VE提案等によるコスト縮減額調書（追加資料様式3）

ア コスト縮減前及びコスト縮減後の単価をそれぞれ記載する。

(例) 購入土 ○ × △△ = ▲▲▲ (単価○○円/m³)

発生土 ◇ × ■■ = □□□ (単価○○円/m³)

◆◆ m³を削減

イ 記載例の場合、A-B間の距離、想定ルート、想定移動時間等を記載する。

(6) 下請予定業者等一覧表（追加資料様式4）

ア 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。

イ 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載する。

ウ 使用を予定する手持ち資材については追加資料様式8-1、購入予定の資材については追加資料様式8-2、使用を予定する手持ち機械については追加資料様式9-1、直接リースを受ける予定の機械については追加資料様式9-2、確保しようとする労務者については追加資料様式10-1に対応した内容とする。

(7) 配置予定技術者名簿（追加資料様式5）

ア 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。

イ 入札説明書に定める条件により、配置が必要な監理技術者と同一の要件を満たす技術者を現場に配置することとなるときは、その者についても記載する。

(8) 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（追加資料様式6-1）

ア 本様式は、契約対象工事現場付近（半径10km程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。

イ 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

(9) 手持ち工事の状況（対象工事関連）（追加資料様式6－2）

ア 本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。

イ 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

(10) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（追加資料様式7）

ア 本様式は、入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。

イ 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら縮減できるかを根拠を含めて計数的に明らかにする。

(11) 手持ち資材の状況（追加資料様式8－1）

ア 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。

イ 「単価（原価）」の欄には、手持ち資材の原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。

例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。

ウ 「調達先（時期）」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。

(12) 資材購入予定先一覧（追加資料様式8－2）

ア 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

イ 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を括弧書きで記載する。

ウ 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式

に記載するものとし、「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）を、「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

(13) 手持ち機械の状況（追加資料様式9-1）

ア 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。

イ 「単価（原価）」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。

例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

(14) 機械リース元一覧（追加資料様式9-2）

ア 本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。

イ 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

ウ 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を括弧書きで記載する。

エ 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし、「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額。）（いずれも過去1年以内のものに限る。）等合理的かつ現実的な額を、「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

(15) 労務者の確保計画（追加資料様式10-1）

ア 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。

イ 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。

自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。

ウ 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。

エ 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等取引年数を括弧書きで記載する。

(16) 工種別労務者配置計画（追加資料様式 10 - 2）

ア 本様式には、追加資料様式 10 - 1 の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。

イ 「配置予定人数」欄は、毎年度農林水産省が発表する「公共工事設計労務単価」の 50 職種のうち必要な職種について記載する。

(17) 建設副産物の搬出地（追加資料様式 11）

ア 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。

イ 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績（過去 1 年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

(18) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（追加資料様式 12）

ア 本様式は、追加資料様式 11 に記載した建設副産物の搬出、工事箇所への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。

イ 「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。

ウ 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。

エ 追加資料様式 11 に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」

の欄には、追加資料様式 1 1 に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。

オ 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。

カ 仮置き場ととの間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし、「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。

キ 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去 1 年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

(19) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（追加資料様式 1 3 - 1）

ア 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、追加資料様式 1 3 - 2 で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び追加資料様式 1 3 - 3 で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。

イ 「諸費用」の欄は、「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には追加資料様式 2 - 2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。

(19) 品質確保体制（品質管理計画書）（追加資料様式 1 3 - 2）

ア 本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、追加資料様式 1 3 - 3 で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。

イ 「諸費用」の欄は、「品質管理項目」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上

見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には追加資料様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

(21) 品質確保体制（出来形管理計画書）（追加資料様式1-3-3）

ア 本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。

イ 「諸費用」の欄には、「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には追加資料様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

(22) 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（追加資料様式1-4-1）

ア 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。

イ 「諸費用」の欄は、「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には追加資料様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

(23) 安全衛生管理体制（点検計画）（追加資料様式1-4-2）

ア 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。

イ 「諸費用」の欄は、「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には追加資料様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。

(24) 安全衛生管理体制（仮設置計画）（追加資料様式1-4-3）

ア 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う仮設備の設置に関する計画（仮設備の点検に関する事項を除く。）について記載する。

イ 「設置費用」の欄は、「仮設備の内容」、「数量・単位」及び「設置期間」の欄に記載した仮設備の設置及びその管理に要する費用について記載するものとし、当該設置及び管理に要する費用を積算内訳書上適切に見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該設置及び管理に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には追加資料様式 2 - 2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

ウ 仮設備の設置に要する諸費用と、その管理に要する諸費用の負担者がそれぞれ異なるときは、「設置費用」の欄を二段書きにする。

(25) 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（追加資料様式 1 4 - 4）

ア 本様式は、交通誘導員の配置に要する費用を入札者（元請）が負担する場合、下請予定者が負担する場合のいずれについても作成するものとする。

イ 「単価」の欄には、経費を含まない交通誘導員に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。

自社社員を交通誘導員に充てる場合の単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含め、当該自社社員に支払う予定の賃金の額を（ ）内に外書きする。

ウ 「員数」の欄には、配置する交通誘導員の人数を記載する。自社社員を交通誘導員に充てる場合は、その員数を（ ）内に外書きする。

(26) 信用状況の確認（追加資料様式 1 5）

1～5の状況が発生した事実をもれなく記載する。

(27) 施工体制台帳（追加資料様式 1 6）

(28) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（追加資料様式 1 7）

ア 本様式は、過去 5 年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。

この際、低入札価格調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が 20 を超えるときは、判明している落札率の低い順に 20 の工事の実績を選んで記載する。

イ 各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りで

ない。